

岐阜市福障号外
令和2年11月16日

指定障害児通所支援事業所等 運営法人代表者 様

岐阜市福祉部障がい福祉課長

障害児通所支援事業所継続支援事業の交付申請について

令和2年8月5日付岐阜市福障号外「障害児通所支援事業所継続支援事業について」で連絡しておりました同事業について、当市での準備が完了致しましたので、交付申請手続きについてお知らせ致します。下記書類に必要事項を記入の上、**令和2年12月4日(金)までに岐阜市役所障がい福祉課支援係まで郵送もしくは窓口にてご提出ください。期日までの交付申請が無い場合、事前に計算書類の提出がされていても補助金を交付しませんので、ご注意ください。**

○必要書類

①岐阜市障害児通所支援事業所継続支援事業補助金交付申請書

- ・交付申請書は1法人様に付き1枚です。複数事業所を運営される事業所様については、事業所名の欄に複数事業所名をご記入いただき、交付申請額は複数事業所分を合算してお書きください。事業所毎に振込先を変える等はできませんのでご了承ください。

②補助金額算出様式

- ・以前メール提出いただいたものですが、記入例に従って印刷し、提出してください。金額、日数等、メール後に修正をお願いしている事業所様もありますので、必ず修正後の数字をご記入ください。

③相手方登録申請書

- ・岐阜市役所から直接振り込むための市への登録用紙です。①で記入いただいた法人所在地、法人名、代表者氏名、振込先口座と全く同じ情報が市に登録されている場合、本書類は必要ありません。

【注意点】

- ・①及び②に記入する金額、日数等については、既に電子メールにて提出いただいている継続支援記録表及び算出様式と同様の数値を記載してください。特に、メールで提出後個別に修正をお願いしている場合は、修正後の数値を記入していただく必要があるため、必ずご確認をお願いします。
- ・前回の提出書類の内、「継続支援記録票」について、今回は添付の必要はありませんが、前回提出分と数値に齟齬がある場合、再提出をお願いする場合もございます。
- ・前回提出分(修正後)からの追加・変更は無い想定で進めております。万が一変更があった場合、再度チェックする必要があるため、必ずご一報ください。
- ・今回補助対象となる利用予定日について、後日エビデンスを確認させていただく可能性がありますので、書類等廃棄しないようお願いいたします。

【郵送先】〒500-8701 岐阜市今沢町18番地

岐阜市福祉部 福祉事務所 障がい福祉課 支援係

TEL : 058-214-2137 (支援係直通) Email : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp